

宇 個 審 答 申 第 2 2 号

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日

宇治市教育委員会

教育長 石田 肇 様

宇治市個人情報保護審議会

会 長 松 岡 久 和

宇治市個人情報保護条例第 4 0 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 7 年 9 月 1 日付け、2 7 宇教支支第 3 1 3 号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

個人情報不開示決定（開示請求に係る個人情報の内容：〇〇A第 1 号に関する起案文及びその関連資料の全部）に係る異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

異議申立人が主張する個人情報不開示決定は存在しない。

第2 異議申立ての経過

1 個人情報開示請求書の提出及びその受理

平成27年6月5日、異議申立人は、宇治市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、宇治市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇A第1号に関する起案文及びその関連資料の全部」（以下「本件請求」という。）を請求の内容とする個人情報開示請求書を提出した。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 異議申立人の個人情報開示請求内容に該当する個人情報の特定

実施機関は本件請求に該当する個人情報を「〇〇A第1号に関する受理文書」（以下「本件文書」という。）に記載された事項であると特定した。

3 実施機関の決定及び異議申立人への通知

平成27年6月19日、本件文書に記録されているものの一部が条例第15条第2号の規定に該当するとして、条例第19条第1項の規定により、個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

4 異議の申立て

平成27年7月10日、異議申立人は、「〇〇A第1号に関する起案文」について開示決定等がされていないため、条例第20条第3項の規定により不開示決定があったものとみなし、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

1 異議申立ての趣旨

条例第20条第3項の規定による個人情報の不開示決定の取消しを求めるものである。

2 異議申立人の主張

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 〇〇A第1号に関する起案文及びその関連資料の全部の開示請求を行ったが、「〇〇A第1号に関する起案文」について開示決定等がされていない。

(2) 〇〇A第1号には、A学校長の公印が押印されている。宇治市立学校文書等管理規程第12条には、「発送文書は、校長の決裁後、すべて公印の押印をしなければならない。」と規定されており、また、宇治市教育委員会公印規則第4条第1項には、「公印の押印を受けようとする者は、公印使用簿に必要事項を記載し、押印を要する文書に決裁済の原議書を添えて、別表に規定する公印の管理者に提示しなければならない。」と規定されている。したがって、公印が押印されているということは、起案文が存在しているはずである。

(3) 条例第17条第3項には、「実施機関は、開示請求をしようとする者に対し、当該開示請求に係る個人情報の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。」と規定されているが、そのような働きかけは全くなかった。

(4) 起案文が存在しないのであれば、不存在の決定を行うべきである。また、起案文が存在していない正当な理由を明確に説明するべきである。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が開示請求を行った「〇〇A第1号に関する起案文及びその関連資料の全部」に該当する個人情報を探査したところ、本件文書のみが該当する個人情報であると特定し、本件決定を行った。したがって、異議申立人の「〇〇A第1号に関する起案文」についての開示決定等がされていないという主張は妥当ではない。
- (2) A学校では、〇〇A第1号を施行するに当たっては、起案用紙を用いずに教頭及び校長の決裁を受けていたため、起案文は存在しない。
- (3) A学校の文書取扱規定を踏まえると、文書により起案し、決裁することができていないことは、課題があると考えている。

第5 当審議会の判断

当審議会は、異議申立人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 個人情報の特定及び不開示決定に対する異議申立てについて

異議申立人は、本件請求に対し「〇〇A第1号に関する起案文」について開示決定等がされていないとして、条例第20条第3項の規定により不開示決定があったものとみなし、その不開示決定に対し、異議を申し立てている。本件の異議申立てについて審議をするに当たっては、まず、本件請求に係る個人情報の特定が適当であるかどうかについて検証する必要がある。

実施機関の主張によると、本件請求に対し該当する個人情報について調査を行い、本件文書のみが該当する個人情報であると特定し、本件決定を行ったとしている。この個人情報の特定の適否を判断するに当たり、当審議会は、〇〇A第1号に関する起案文の存否について調査を行った。

〇〇A第1号に関する起案文の存否について、実施機関は、〇〇A第1号を施行するに当たっては、起案用紙を用いずに教頭及び校長の決裁を受けていたため、起案文は存在しない、と主張する。

この点、〇〇A第1号が作成された具体的な経緯等について質疑を行ったところ、実施機関は、〇〇A第1号はB資料を基に作成しており、双方の文書とも、その主たる作成者は学校長自身であるとのことであった。規則上起案文を作成すべきであるにもかかわらず、作成していないという点において問題があるものの、これを覆すに足る事情も見出し難く、〇〇A第1号に関する起案文は存在しないといわざるを得ない。

本件請求のうち、〇〇A第1号に関する起案文は存在しておらず、その関連資料として本件文書及びB資料が存在しているが、B資料については別の請求において既に部分開示されていることを踏まえると、本件請求に係る個人情報の特定について誤っているとまではいえない。したがって、本件決定を取り消して、あらためて不存在についての決定を行う必要はない。

また、異議申立人は、条例第20条第3項の規定による不開示決定があったものとして異議を申し立てているが、〇〇A第1号に関する起案文が存在しておらず、本件請求に係る個人情報の特定が誤っているとまではいえないことから、異議申立人の主張する不開示決定は存在しない。

2 補足意見

なお、本件について当審議会として以下の意見を付け加える。

実施機関からA学校における文書取扱規定の提出を受けたが、本規定には、起案文書を收受文書と合わせて適切に保管管理することとされている。また、宇治市立学校文書等管理規程第12条及び宇治市教育委員会公印規則第4条の規定によると、軽易な文書を除き、発送文書には公印を押印することとされ、また、公印を押印する際には、決裁済の原議書（起案文書）を添えることとされている。これらの規定等を踏まえると、〇〇A第1号を作成するに当たり、起案文が作成されていないことは、手続において非常に大きな問題があるといわざるを得ない。確かに、学校現場における教師の主たる職務は書類を作成することではないことは理解できるものの、いじめ事案のような重大な案件については、学校の対応が適切であったのかを事後に検証できるよう、また、異議申立人が主張するように真実をつきとめる手がかりとなるようにするためにも規定等に従い文書を作成し、適切に保管することが必要である。例えば、会議にあっては議事録のような記録を作成し、保管するといったことが必要である。

また、請求に対してどのような個人情報が存在するのかを説明し、本件のように異議申立人が求めているものが存在しない場合については、存在しないという事実を伝えるだけでなく、存在しないことの理由を十分かつ丁寧に説明することが必要である。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件異議申立ての経過

年月日	経過
平成27年 6月 5日	個人情報開示請求
平成27年 6月19日	個人情報部分開示決定
平成27年 7月10日	個人情報不開示決定に対する異議申立て
平成27年 9月 1日	個人情報保護審議会諮問（平成27年度第2回審議会）
	異議申立人から意見聴取（平成27年度第2回審議会）
	実施機関から意見書收受（平成27年度第2回審議会）
	実施機関から意見聴取（平成27年度第2回審議会）
	審議（平成27年度第2回審議会）
平成27年 9月24日	異議申立人から意見聴取（平成27年度第3回審議会）
	審議（平成27年度第3回審議会）
平成27年10月30日	審議（平成27年度第4回審議会）
平成27年11月18日	答申